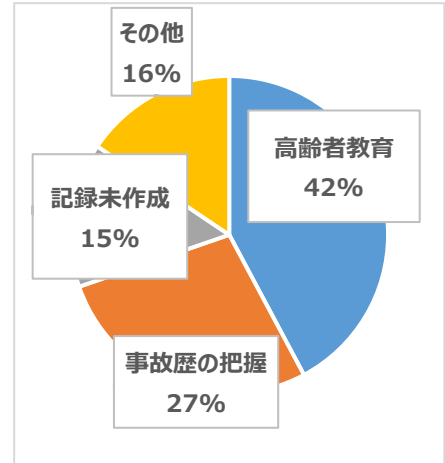


## 令和7年度 富山県巡回指導結果の傾向と対策

最も指導(否)割合が多かった(27.9%)、「特定の運転者に対して特別な指導を行っているか」の『事故歴の把握』について解説します。

「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針(以下「指導監督指針」という。)」では、『新たに雇い入れた者の事故歴の把握』として、

- 運転者を常時選任するために新たに雇い入れた場合には、自動車安全運転センター(以下「センター」という。)が交付する「無事故・無違反証明書」または「運転記録証明書」等により、雇い入れる前の事故歴を把握し、事故惹起運転者に該当するか確認すること。
- 事故歴の確認の結果、当該運転者が事故惹起運転者に該当した場合で、「事故惹起運転者に対する特別な指導」を受けていない場合は、特別な指導を行うこと。また、特定診断Ⅰまたは特定診断Ⅱを受けていない場合は、受診させること。



と規定しており、一般的な指導監督指針においても、「運転者自らの運転行動の特性を自覚させ、心身の状態に配慮した適切な指導を行う」とされています。このため、入社後は速やかに証明書を取得していただく必要があります。

運転記録証明書は、本人の申請によるほか、事業所等が一括して申請することでも取得が可能で、過去5年・3年・1年間の交通事故・違反を証明することができ、定期的に取得することで事故・違反を繰り返す方への指導の強化が可能となり、多くの企業がその効果を認めています。

- \* 運転者の意識が変わり、事故・違反件数が減った。
- \* 社員からの事故・違反の報告漏れがなくなった。自動車保険料の節約になった。

協会では、証明書交付手数料の助成や富山県109(とらっく)無事故無違反チャレンジアクションを展開するなど、証明書を活用した安全運転管理を支援しており、定期的に証明書を取得していただくことで「取得忘れ」を防止することもできますので、是非ご活用ください。

※新たに雇い入れた方の運転記録証明書は、運転者台帳に添付するなどして保存してください。

また、センターでは、運転記録証明書を定期的に取得して従業員の安全運転管理を行っている事業所を「優秀安全運転事業所」として、警察本部長と連名で表彰している(20人以上で従業員の80%以上等の条件有り)ほか、分析資料の提供も行っています。

102-0094 東京都千代田区配尾町3番6号 安全 太郎 様	整理番号 60001-1
運転記録証明書	
申請者 氏名 安全 太郎 生年月日 昭和 45 年 4 月 11 日生 免許証番号 90002040907000	
行政処分の前歴	○ 種 累積点数 ○ 点
年 月 日 内 容	
○年○月○日 安全運転義務違反(軽微事故)	8点 ●
○年○月○日 停止 30日(短期 29日)	***
○年○月○日 番号無視(赤色等)	2点 ●
○年○月○日 速度超過(15以上20未満)指定	1点 ●
以下余白	
発 行 者	
令和○年○月○日 現在の過去○年間の記録は、上記のとおりであることを証明します。	
令和○年 ○月○日 自動車安全運転センター ○ ○ ○ 事務 所 長	

- 現時点での
  - 行政処分の前歴回数
  - 累積点数
- 交通事故の場合
  - 年月日
  - 内容(事故の種類と原因)
  - 点数
- 運転免許の行政処分があった場合
  - 年月日(処分がなされた日)
  - 内容
- 交通違反の場合
  - 年月日(違反を起こした日)
  - 内容
  - 点数(違反に伴う点数)
- 過去5年間  
過去3年間  
過去1年間 の3種類があります。

\*自動車安全運転センター発行「運転記録証明書の活用効果」より